

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置区域の変更

(1) 緊急事態措置区域の追加、延長

(2) まん延防止等重点措置の追加、延長

措置	対象区域	期 間
追加	茨城県、栃木県、 群馬県、静岡県、 京都府、兵庫県、 福岡県	8月20日 ～9月12日 (24日間)
延長	東京都、埼玉県、 千葉県、神奈川県、 大阪府、沖縄県	9月12日 まで

措置	対象区域	期 間
追加	宮城県、富山県、 山梨県、岐阜県、 三重県、岡山県、 広島県、香川県、 愛媛県、鹿児島県	8月20日 ～9月12日 (24日間)
延長	北海道 、福島県、 石川県、愛知県、 滋賀県、熊本県	9月12日 まで

2 まん延防止等重点措置区域における 基本的対処方針の主な変更内容

項目	内容
外出の自粛	<ul style="list-style-type: none">混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。
施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none">法第31条の6第1項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。 また、感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none">事業者に対して、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。